

《 延岡市の利用者負担額（保育料）と副食費一覧表 》

1号認定（満3歳児以上）

令和7年9月1日現在

階層区分	市民税所得割額 （住民税）	副食費	保育料 （月額）
A	生活保護法による 被保護世帯	市民税所得割額 77,200円未満 の世帯は 無償	0円
B－1	市民税非課税世帯		
B－2	市民税所得割 非課税世帯		
C－1	48,600円未満		
C－2	48,600円以上 51,300円未満		
C－3	51,300円以上 60,400円未満		
C－4	60,400円以上 77,200円未満		
D－1	77,200円以上 97,000円未満	市民税所得割額 77,200円以上 の世帯は 徴収	
D－2	97,000円以上 169,000円未満		
D－3	169,000円以上 211,300円未満		
E	211,300円以上		

多子軽減：小学校第3学年までの兄弟からみて第3子以降は副食費無償

2・3号認定（0～5歳児）

令和7年9月1日現在

《国基準》		ひとり親家庭や障がい者のいる世帯等				左記以外の世帯				《国基準》	
階層 区分	保育料 (円/月額)	①保育料・②副食費 多子軽減年齢区分	保育料（月額） ※上段：標準時間認定 ※下段：短時間認定	階層区分	市民税所得割額	階層区分	保育料（月額） ※上段：標準時間認定 ※下段：短時間認定	①保育料・②副食費 多子軽減年齢区分	階層 区分	保育料 (円/月額)	
第1	0	①保育料 年齢制限なしで ・第2子以降は無償 ②副食費 無償 市民税所得割額 77,200円未満 77,200円以上	0円	A	生活保護法による 被保護世帯	A	0円	①保育料 年齢制限なしで ・第2子は4分の1 ・第3子以降は無償	第1	0	
第2	0		0円	B	市民税非課税世帯	B	0円		第2	0	
第3	9,000		7,000円 6,800円	C	48,600円未満	C	15,000円 14,700円		第3	19,500 19,300	
第4	9,000			D-1	48,600円以上 51,300円未満	D-1	18,000円 17,600円	市民税所得割額 57,700円未満 57,700円以上	第4	30,000 29,600	
				D-2	51,300円以上 60,400円未満	D-2	20,000円 19,600円				
				D-3	60,400円以上 77,200円未満	D-3	23,000円 22,600円				
	30,000 29,600		D-4	77,200円以上 97,000円未満	D-4	25,000円 24,500円	①保育料 中学校就学前までの 兄弟からみて ・第2子は4分の1 ・第3子以降は無償 ②副食費 小学校就学前までの 兄弟からみて ・第1子、第2子は徴収 ・第3子以降は無償	第5	44,500 43,900		
第5	44,500 43,900		30,000円 29,400円	D-5	97,000円以上 169,000円未満	D-5		30,000円 29,400円	第6	61,000 60,100	
第6	61,000 60,100		40,000円 39,300円	D-6	169,000円以上 301,000円未満	D-6		40,000円 39,300円	第7	80,000 78,800	
第7	80,000 78,800		45,000円 44,100円	D-7	301,000円以上 397,000円未満	D-7		45,000円 44,100円	第8	104,000 102,400	
第8	104,000 102,400	50,000円 49,000円	D-8	397,000円以上	D-8	50,000円 49,000円					